

令和元年度第1回習志野市社会教育委員会議会議録

1 日 時 令和元年7月30日(火) 午前9時から11時30分まで

2 開催場所 市庁舎5階会議室5-2

3 出席者(敬称略)

【委員長】谷津公民館サークル連絡協議会相談役 中野 和寿子

【副委員長】大久保小学校ボランティアコーディネーター 合志 久恵

【委員】屋敷小学校長 藤木 信弘

芸術文化協会副会長 澤田 弘

習志野市PTA連絡協議会会長 佐々木 秀一

淑徳大学名誉教授 土井 浩信

千葉大学副学長(千葉大付属図書館長) 竹内 比呂也

【事務局】生涯学習部長 斉藤 勝雄、生涯学習部次長 村山 典久

生涯学習部副参事(社会教育課長事務取扱) 吉岡 治

生涯スポーツ課長 三橋 智、青少年センター所長 渡辺 雅和

菊田公民館長 長島 裕子、大久保公民館長 河栗 太一

大久保図書館長 岡野 重吾、

生涯学習部主幹(社会教育課) 中村 裕美、

生涯学習部主幹(社会教育課) 藤原 友哉

社会教育課青少年育成係長 山田 展子、社会教育課主査 長谷川 真由美

大久保図書館奉仕係長 勇 依子、大久保図書館主査 久我 真由美

大久保図書館主査 肥留間 美穂、社会教育課主査補 關 有助

社会教育課副主査 鶴岡 奈々、社会教育課主任主事 的場 華代

(欠席委員)スポーツ推進委員連絡協議会副会長 田尻 正代

青少年相談員連絡協議会会長 中台 雅之

【傍聴者】0人

4 議題

【協議事項】

(1) 新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価とその他の公民館への今後の導入について

(2) 習志野市立中央図書館の運営について

(3) 「習志野市立図書館 資料の収集・保存に関する方針」の改訂について

【報告事項】

(1) 習志野市文化振興計画の策定について

(2) 大久保地区公共施設再生事業（生涯学習複合施設）の進捗状況について

5 会議資料

①協議事項（1）

新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価とその他の公民館への今後の導入について

②協議事項（2）

習志野市立中央図書館の運営について

③協議事項（3）

「習志野市立図書館 資料の収集・保存に関する方針」の改訂について

④報告事項（1）

習志野市文化振興計画の策定について

⑤報告事項（2）

大久保地区公共施設再生事業（生涯学習複合施設）の進捗状況について
習志野市生涯学習複合施設利用説明会資料

6 議事内容

【村山次長より、審議会委員名簿公表について説明】

【藤原主幹より、事前配付資料及び机上配付資料について案内】

【村山次長より、5月から新たに委嘱された委員の紹介】

【藤木委員より、挨拶】

【村山次長より、職員紹介】

【斉藤部長より、挨拶】

【開会】

村山次長

引き続き、開会する。

これからの議事については、習志野市社会教育委員の設置に関する条例第5条において、委員長が議長となるという定めがある。それでは中野委員長お願いする。

中野委員長

それではただいまより令和元年度第1回習志野市社会教育委員会議を開会する。本会議は習志野市社会教育委員設置に関する条例第5条第2号の規定により、委員の半数5名以上の出席が成立要件となっている。ただいまの出席議員は7名である。よって本会議は成立した。本日の会議は公開となっているが、本日の協議事項について、非公開事項に該当すると思われる事項がある。事務局より説明をお願いする。

藤原主幹

協議の（１）新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価等その他の公民館の今後の導入について、については今後の公民館の指定管理者制度の導入という部分も含んでおり、習志野市情報公開条例第 1 条第 4 号の規定に該当する市の機関内部における審議、検討等に関する事項であり、公開することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると思われる。よって今回の協議（１）については、非公開とするべき事項とするべきだと思われる。よろしくお願ひしたい。

中野委員長

それでは皆さんにお諮りしたい。協議（１）「新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価とその他の公民館への今後の導入について」については、非公開とすることに御異議ないだろうか。

（異議なし）

中野委員長

異議なしと認める。それでは協議の（１）「新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価とその他の公民館への今後の導入について」は、非公開とすることに決定した。また、非公開と決した協議の（１）の議題に入る際には、傍聴席の皆様については、事務局の指示に従い退室していただく。そこで、本日は議事の進行上、協議の（２）（３）を行った後、報告（１）（２）、その他を行い、最後に協議の（１）を行いたいと思うがよろしいだろうか。

（異議なし）

中野委員長

異議なしと認める。本日傍聴者はいないので、なお傍聴者については定員に達するまでの間は、随時傍聴希望者の入室があるので、御承知おきいただきたい。また傍聴者の皆様には会議を傍聴するにあたり、入口でお配りした注意事項を守るようお願いしている。それでは会議を進めさせていただく。手元に配布している会議次第をご覧いただきたい。議事の順といたしては、先ほど決定したとおり、日程第 1、日程第 2 の後、日程第 3 協議の（２）、（３）を行う。その後、日程第 4 報告（１）（２）を行い、日程第 5 その他を行う。そして最後に非公開となった日程第 3 協議の（１）を行う。本日の会議は、この議事の順で、事務局から説明いただき、その後、委員の皆さんから、御意見をいただく形で、進めたいと思う。本日は議題が多いが、2 時間という限られた時間の中で、円滑な会議を進めたいと思っているので御協力をよろしくお願いする。それでは日程第 1、会議録の作成等についてお諮りする。会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載したうえで、非公開の審議事項を除く記録について、

市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えているがこれに異議はあるか。

(異議なし)

中野委員長

異議がないのでそのように取り扱うこととする。続いて日程の第2、会議録署名委員の指名についてである。会議録の作成にあたっては、正確性、公正を期するため、指名させていただきたいと思う。慣例により名簿掲載順に中台委員と土井委員にお願いするところであるが、中台委員がいらっしやらないので、土井委員と竹内委員を指名させていただきたいと思うが異議はあるか。

(異議なし)

中野委員長

異議なしということで土井委員と竹内委員にお願いする。続いて日程の第3協議事項に移る。協議の(2)「習志野市立中央図書館の運営について」、事務局から説明をお願いする。

【協議事項(2) 習志野市立中央図書館の運営について】

岡野館長

それでは協議事項(2) 習志野市立中央図書館の運営について、説明申し上げます。委員の皆様には、事前に習志野市立中央図書館運営(案)という資料をお配りしているが、本日はパワーポイントを用意したので、スクリーンをご覧ください。それでは着席したまま説明させていただく。今期取り組んでいた大久保地区公共施設再生事業により、11月に開館する習志野市生涯学習複合施設内に、習志野市立中央図書館が11月に開館する。中央図書館の役割は、本市図書館の中核として、本市生涯学習のより一層推進のため、他の市立図書館を統括し、図書館事業の企画立案や各種サービスの実施及び資料整備に取り組むことである。そこで生涯学習部大久保図書館では中央図書館の今後の運営の指針とするため、中央図書館の運営方針や、サービス計画の策定に取り組んでいる。本日は、現在作成中の運営案について委員の皆様にご意見をいただき、より良いものにしていきたい。それでは、内容についてご説明させていただくが、本日の委員会はたいへん議題が多く、非常に時間が限られており、先程委員長からお話があったとおり、大変申し訳ないが、ポイントの説明だけさせていただく。初めに中央図書館の基本的サービス事業についてご説明する。中央図書館は、毎日午後8時まで開館する。現在の大久保図書館の開館時間は午後5時までで、週1回午後7時まで開館するというようになっていて、大幅に開館時間を拡大している。また収納可能冊数も約28万冊と現在の大久保図書館が8万冊であることに対して、約3倍の規模になっている。その他閲覧席数も大きく増やしている。他、自動貸出機や視覚障がい者用音声読

み上げ機など、本市の図書館で初めてとなる設備も多数導入している。

次に中央図書館の基本運営方針だが、運営方針は平成 28 年 1 月に本市が策定した大久保地区公共施設再生基本計画において決定された次の 4 つの方針を引き継いでいる。1 点目は生涯学習の拠点としての図書館運営である。2 点目は市民や地域の課題解決を支援する図書館運営。3 点目はすべての市民へサービスを提供する図書館運営。4 点目は市民とともに歩む図書館運営。以上の 4 点である。中央図書館ではこの運営方針のもと、さまざまな図書館サービスに取り組んでいく。また今回建設した中央図書館もこの運営方針を実現するための施設となっている。本日は、開館も 11 月と間近になっていることから、個々のサービスを実施するための中央図書館の施設や設備について、ご説明させていただきたい。中央図書館は現在建設中で今年の 11 月に開館する本館部分と、現在の久保図書館をリノベーションして来年 7 月に開館予定の別棟の 2 つで構成される。ここからは中央図書館の入口から順に施設の説明をしていく。まず、生涯学習複合施設北館の 2 階。ここが図書館の入口である。図の上の方が京成大久保駅。赤い矢印があるが、出会いの広場を通過して、ここが施設の入口となる。入口を入るとすぐに図書館の予約本コーナーがある。ここでは図書館が閉館していても、施設がオープンしていれば、予約していた本を借りることができる。続いて図書館入口を入ると、公民館と共用のラウンジになっており、公民館利用が目的で来館された方も、空いた時間に図書館の新聞や雑誌を読むことができる。こちらには貸出返却カウンターを備えて、自動貸出機を設置して、利用者は自分で貸出し手続きすることができる。渡り廊下を通過して、こちらを出ると、公民館と図書館の市の職員と事業者の事務室となっている。続いて北館の 3 階部分。エレベーター、階段を上がって 3 階に上がると、すぐ音楽コーナーがある。中央図書館では、音楽の街習志野の図書館ということで、CD と DVD の視聴ブースの他、音楽関係の図書や市内の音楽活動に関する情報発信をした音楽コーナーを設ける。またグループ学習室では、少人数の市民のグループが、話し合いをしながら調べ学習を行うことができる。また目の不自由な方に資料を代読する対面朗読室も設けた。渡り廊下を通過して、別棟部分に行くと、子どもと中高生のフロアがある。エリアの画面左部分に児童コーナー、その下に開放型のお話し室、部屋の上側の方にヤングアダルトコーナー、その他名付けや育児子育て関係の資料を集めた子育て支援コーナーも設ける。またカウンターを設置して司書が子どもの資料相談や室内の見守りを行う。ただ、北館の 3 階部分の音楽コーナーや対面朗読室については、別棟部分が開館する来年 7 月までは、仮の事務所として使用する予定になっている。続いて北館の 4 階部分。こちらは一般向けのフロアとなる。入ってすぐにインフォメーションと予約相談の 2 つのカウンターを配置している。その次に国会図書館のデジタル化資料やインターネットの閲覧端末等を配置している。こちらは約 8 万冊配架できる一般向けの閲覧室になっているが、部屋の両側の窓際に閲覧席を配置し、それぞれ中央公園や出会いの広場を見下ろしながら、読書を楽しめるようにしてある。また閲覧室の中には、車椅子用の閲覧席や視覚障がい者用の音声読み上げ機等をそろえたハンディキャップコーナーを設ける。渡り廊下を通過して別棟に向かうと、座席管理システムを導入した学習室と市

民の図書館ボランティア用のボランティア室を設けている。最後に施設の 1 階部分に、13 万冊を収納できる書庫を設けている。以上が中央図書館の施設の概略の説明である。中央図書館では、これらの施設を用いて生涯学習の拠点として図書館資料や貸し出しサービスの充実、市民の課題解決を支援するためのサービスの充実、すべての市民にサービスを提供するための児童サービスやハンディキャップサービスの充実、市民とともに図書館運営をしていくための市民ボランティア協働等の各種サービスに取り組んでいく。

次に中央図書館の資料整備計画だが、中央図書館が全面開館する令和 2 年度末で約 17 万 4 千 5 百冊を予定している。また今回の大久保地区公共施設再生事業の元となった PFI 事業、こちらの事業が終了する令和 21 年度、20 年後の時点では、25 万 8 千冊となることを見込んでいる。

次に中央図書館の運営形態だが、中央図書館は現在の大久保図書館と同様に市が直営して運営していく。ただし利用案内や貸出し返却、施設の維持管理など特に図書館の専門的知識がなくともできる業務は民間に委託する。市は中央図書館に司書資格を持つ職員を配置し、資料の選書や資料の相談、事業の実施等の図書館の専門的業務に専念することで、効率的に運営していく。

最後に今後の予定について説明する。現在の大久保図書館は、8 月末で閉館し、9 月と 10 月は中央図書館への資料移転のため休館させていただく。あわせて大久保図書館のリノベーション工事を開始していく。その後 11 月 2 日の中央図書館の本館部分の開館、来年 3 月末の藤崎図書館の閉館を経て来年 7 月に本館と別棟を合わせた全面開館の予定になっている。以上である。

中野委員長

ただいまの説明について皆様から質疑御意見を伺う。

竹内委員

まず、最初の質問だが、ご承知のとおりこの 6 月 28 日に読書バリアフリー法が施行されているが、それに対応するという点については、十分考えていただいたということでしょうか。

岡野館長

読書バリアフリー法については、今後国が、基本計画を策定し、それぞれ自治体等で計画を策定するという点になっている。それについては本市も今後取り組んでいくと思うが、今回こちらの施設については、当然バリアフリーということで、施設の設計等全体的に取り組んでいる。先程も説明させていただいたが、ハンディキャップコーナー等を揃えさせていただいたので、対応はできている。今後新たな設備等が求められた場合については順次対応していきたいと考えている。

竹内委員

引き続いて今と関連するが、この「ハンディキャップコーナー」という言い方は一般的だろうか。私は少し違和感がある。

中野委員

いかがか。ハンディキャップという言葉で違和感がある。あ

岡野館長

図書館では、一般的な言葉として使っているが、ハンディキャップという言葉自体に違和感があるというご意見なら考えていきたいと思う。

竹内委員

ハンディキャップサービスというように「サービス」という言葉が入っているケースが多いような気がするというのが1つと、ハンディキャップサービスという意味を英語で聞くと、なんだそれは、と思われる可能性があって、伝統的にはユニバーサルアクセスという言葉を使っているのではないかと思う。特に障がい者の方々が、差別されているという感覚を持たれる可能性のあるネーミングは避けるべきで、広く市民の方を平等に受け入れているんだと伝わるようなネーミングをしていくようにすべきだと思う。

岡野館長

今ご意見いただいたユニバーサルアクセスという言葉について十分研究していきたいと思う。

中野委員長

すべての市民の方々のサービスということで、委員もおっしゃっていたが実行してしてもらいたい。他にいかがか。中央図書館の運営については、ご意見はあるだろうか。

佐々木委員

1点、資料の9ページだが、最終的に蔵書が25万8千冊ということだが、配架可能数が28万なので、最終的に調整が入って、数の調整が入って2千6百調整していると思うが、もう少し入るような気がする。これは何か余裕を持った計画があるのか。

岡野館長

20年後の25万8千冊というところだが、中央図書館の資料の購入については、大久保地区公共施設再生事業で、市が支払うサービス対価の中で、毎年6千5百冊を購入していく

と決まっている。それに対して、寄贈が毎年2千冊くらい、除籍についても毎年5千冊くらいあるだろうということを機械的に出したものである。20年後のことなので、はっきり読み取れないところではあるが、蔵書についてはもう少し増やしていきたいと考えている。

佐々木委員

最終年度には、2千6百で調整に入っているような気がする。

岡野館長

最終年度が2千6百というのは、契約が令和21年の8月で終わるため、ここだけは1年分の予算でなくて、5カ月分の費用でやっている。

中野委員長

他に、よろしいだろうか。先程竹内委員からも意見があった。しっかり施策に反映させていただきたい。

【協議事項（3）「習志野市立図書館 資料の収集・保存に関する方針」の改訂について】

岡野館長

協議事項（3）「習志野市立図書館、資料の収集・保存に関する方針」の改訂について、引き続き私から説明させていただく。手元の資料1ページ「習志野市立図書館資料の収集・保存に関する方針」改訂案の概要を見ていただきたい。市立図書館では図書館資料収集にあたり、組織的、系統的に収集を行うために資料の収集保存に関する方針を定めている。ただし、本年11月に、これまで地区館と位置づけられた大久保図書館と施設の規模が全く異なる中央図書館が開館し、本市の図書館運営のまさに中央として蔵書の充実や新たな図書館サービスの資料収集を担っていく。そこで今回資料の収集保存に関する方針を改訂しようとしているものである。主な改訂内容については、新旧対照表でご説明する。6ページの新旧対照表を見ていただきたい。

主な改訂内容の1点目は、中央図書館長の責任の明確化である。第2条をご覧ください。資料の収集保存の決定は、これまでの方針では、単に図書館長としていたが、これを中央図書館長に改め、市立図書館すべての資料に対して、中央図書館長が責任を負うことを明記した。これは第4条の新聞、雑誌逐次刊行物等についての保存期間、第5条のその他資料収集保存に関する事項についても同様である。

改訂内容の2点目は、中央図書館とその他の図書館の位置づけについて明記したものである。第3条の（1）基本方針の⑤をご覧ください。ページの一番下である。これまでの基本方針では、特にどこの図書館がどんな資料を収集するか明記していなかったが、今後は中央図書館とその他の図書館を区別して、中央図書館を中心に、それぞれの役割に応じた

収集をすとした。

それぞれの役割を明確化するために、改訂内容の3点目として、中央図書館が、どのような資料を収集するか明記した。7ページをご覧いただきたい。ページの一番上、資料別収集方針だが、①図書アー一般向け資料では、中央図書館はその他の図書館をバックアップする資料センターとして基礎的な図書から、資料相談に応じる参考図書や専門的図書まで、幅広く収集するとし、その他の図書館と収集する資料の質の違いを明記した。この収集する資料の違いは、7ページの②逐次刊行物や③郷土行政資料でも同様である。ただし、児童向け資料やヤングアダルト向け資料などは収集する量は別として、収集する資料の質について、中央図書館とその他の図書館の違いのない資料については、このような規定を設けていない。

改訂内容の4点目は、現在市立図書館で収集はしているが、これまでの方針に記載のない資料の記載である。7ページの真ん中あたりにあるヤングアダルト向け資料や8ページの真ん中あたりにある外国語資料⑥の外国語資料。これらは現在収集しているが、今までの方針に記載のない資料である。

改訂内容の5点目は、市立図書館が中央図書館で新たに収集する資料の記載で、7ページの真ん中あたり、先程のヤングアダルト資料の次になるが、漫画資料がある。これが、中央図書館が開館するのを機に、新たに市立図書館で収集を開始する資料である。

改訂内容の6点目は、市立図書館が収集しない資料を明記したことである。市立図書館ではこれまでも市民からリクエストを受けた場合、図書館では購入できない、とお答えする場合があったが、その基準を示していなかった。そこで今回収集方針に明記したものである。ページを戻り6ページを見てほしい。ページの中段第3条収集基本方針の②では、差別や犯罪を助長するおそれのある資料、人権やプライバシーを侵害するおそれのある資料、公共の機関にふさわしくない資料について、市民の要求や関心があっても収集しない資料とした。資料の8ページをご覧いただきたい。資料別方針⑦その他、こちらでは図書館が収集しない資料で、書き込みや切り取り、もしくは組み立てることを目的として作られた資料、学習参考書、企業の宣伝文、主に資料の形態や、資料の種類から収集しない資料について明記した。

改訂内容の7点目は、資料の保存についてである。8ページの第4条をご覧いただきたい。これまでの収集方針では、保存の基準について別に定めるという記載であったが、市民の財産である図書館資料を預かる市立図書館の責任を明記した。その他文言や表現の整理を行った。

中野委員長

ただ今の説明について、質疑やご意見を伺う。何かあるか。

合志副委員長

7ページの児童向け資料の最後の方で「重要した選書」とあるが、重要した選書とはどう

いうことか。

岡野館長

申し訳ない。訂正する。(正しくは「重要視した選書」)

合志副委員長

内容に関してだが、先程の8ページの、収集しないと書いたところであるが、学習参考書や問題集というのは、大人になってから学ぶ数学だとか、英語みたいなものが最近あるが、そういったものは含まれているか。

岡野館長

そういった方面については収集していく。学習参考書は普通に学生が受験勉強や家庭学習で使うような本ということで、大人が学びたい、学び直すといった本は、一般向け図書として収集する。

合志副委員長

そういった意味では学生の方たちは、問題集であったり参考書であったり、見たい方が多いだろうと思われるがどうして外すのか。

岡野館長

学習参考書や問題集については、図書館の資料の収集というのは、基本的には貸出しで、2週間の貸出しで読んで返すのが原則になる。学習参考書や問題集など、あるいは企業の方の実務本については、本来、家庭で備えて、受験勉強用であれば、1年間使って学んでいたくものである。特定の個人が占有しないと使えない本というのは、図書館では収集は難しく、仮にこれを備えるとなると、すべての教科、すべての問題集を系統的、網羅的に備えなければいけないということになるため、市立図書館では学習参考書、問題集については収集しない。

竹内委員

まず、外国語資料について明記されたことはたいへんよいことだと思う。ただ、何を集めるかというのが明確ではない。日本人が外国語を学ための資料がメインなのか、それとも、コミュニティに外国人も増えていることに対応していくことがメインなのか。

岡野館長

図書館では両方揃えていくという方向で考えている。今、子どもの読書活動推進計画を策定したところであるが、図書館の課題としては、外国語で書かれた本の他に、日本語を母語

としない方たちが、日本語を学ぶための本、あるいは日本の方が海外の文化を学ぶための本を揃えていかなければならないと考えている。そういった中で外国語資料については、外国語資料自体は、英語が中心となっているが、英語以外の本の収集にも力を注いでいく。直接的には外国語資料の収集ということになるが、多文化サービスという点でみると、そういった形で日本語を学ぶ外国籍の方が、日本の文化あるいは日本語を学ぶための本などを幅広く収集していきたいと考えている。

竹内委員

原則として収集しないことになっているオンデマンド資料だが、オンデマンド資料は発注した段階で印刷製本されて供給される資料という一般的理解ができるが、これはそういった形態であれば広く対象にしないということか。

岡野館長

オンデマンド資料については、出版社がデータで持っていて、注文があった時に印刷製本されるという仕様になっている。図書館の場合には、発注流通の形態からみると、市内の書店に注文してから納品する形をとっており、コンピュータに登録するためのデータ、いわゆるマークと言われるような機械式の目録というようなものも必要になっている。そこで、オンデマンドの資料とってリクエストを受けた時に応えることが難しい。原則オンデマンド資料については、リクエストがある時に応えると考え。郷土資料とかそういったもので必要性のあるものについては入手できるものであれば入手していきたいというふうに考えている。

竹内委員

電子書籍の形で購入できるから、オンデマンド資料は不要という理解でよいか。

岡野館長

図書館では電子書籍を導入する段階に至っていないので、注文して買うという行為、オンデマンド自体が今の図書館の資料の入手経路では難しいということで、継続して収集しないということにさせていただいている。

竹内委員

個人的には納得いく理屈ではないが、図書館なりの事情があるのなら申し上げることはない。

土井委員

収集のところの基本方針で、差別や犯罪を助長する資料を除くということだが、誰がその

判断をするのか。

岡野館長

資料の収集選定にあたっては、すべて中央図書館長が責任を持つことになる。中央図書館職員が、代理または判断した結果、最終的には中央図書館長が、結論を出すことになる。

土井委員

あともう1点、同じく収集しない資料の中で自費出版資料、郷土に関するものを除くとあるが、全部の図書館ではないと思うが、地域の住民が著者になっている地元の人達の著者コーナー、図書コーナーというところを設けている図書館があると思うが、その中には自費出版のものを結構見たことがある。ここに書くと、それが最初から除かれるということにならないか。

岡野館長

郷土資料を除くということで、市民の方が書いた資料は郷土資料ということになるので、市民の方が書かれた著書については積極的に収集していくことになる。

【報告事項（1）習志野市文化振興計画の策定について】

中村主幹

説明はスクリーンを使って説明したい。本日の説明はご覧の順になる。国で定めている文化芸術全般に渡る基本的な法律として平成13年に成立した文化芸術振興基本法が、一部改正が行われて平成29年6月に文化芸術基本法として施行された。主な改正点として2点ある。1点目は観光やまちづくり国際交流の施策を法律の範囲で取り込んだこと。2点目は国の定める文化芸術推進基本計画を参酌し、努力義務として、地方文化芸術推進基本計画を定めるということ。これに基づいて、国では平成30年度から令和4年度までを計画期間として、文化芸術推進基本計画を策定している。こうした経過から本市教育委員会として、文化振興計画を策定するものである。この計画を策定することにより、地域の特徴や資源を生かした将来像やその実現に必要な取り組みの明確化、文化に関連する部署との連携調整を図り、効率的効果的に文化振興施策を進めることができる効果が期待される。今回取組んでいる文化振興計画の位置づけを示している。下から上に向かって上位計画である。

昭和45年に習志野市文教住宅都市憲章が制定され、昭和46年から平成4年までの間に7公民館を設置、昭和53年に習志野文化ホールが開館、昭和43年から平成8年の間に図書館を整備。

平成に入り、市民と行政職員で構成された「習志野市生涯学習推進会議」が発足。本市の生涯学習の考え方や、推進方法について、研修を積み重ね、「習志野市生涯学習の推

進の在り方とその構築」という建議が提出された。この組織は既に解散しているが、建議から、公民館単位で設置されている地区学習圏会議が生まれ、現在、地域の特色を生かした活動を展開している。

その後、平成6年度には、教育委員会と習志野市美術会との共催による市展が始まり、7年度には市民カレッジが開校した。

平成15年度には袖ヶ浦公民館地区学習圏会議の発案により習志野かるたを制作。その後10年間のはかるたの普及のために「習志野かるた大会」を実施してきた。

また、昭和53年、習志野文化ホールの開館をきっかけに、実行委員会により習志野第九演奏会を開催。平成18年度には、実行委員会がNPO法人格を取得し、現在はNPO法人習志野第九合唱団が主催する活動に成長している。

また、今年11月には大久保地区に生涯学習複合施設がオープンする。市と民間活力による運営、また、複合施設という利点を生かし、新たな生涯学習の拠点とし、文化の振興に努める。

ここからは、写真を使う。これは、菊田公民館地区学習圏会議主催の「森の音楽会」である。藤崎小学校を会場に、第五中学校区の保育所、幼稚園、小・中学校、公民館サークルが参加する音楽会である。このような地域の音楽会の取り組みは、現在各公民館単位で行われている。

これは、日本の昔からの行事の伝承として取り組んでいる、袖ヶ浦地域の節分豆まき大会の様子である。

これは、社会教育課で担当している習志野市民カレッジの学習風景である。仲間とともに習志野で活動する人材育成を図っている。

千葉県指定有形文化財の旧大沢家住宅で開かれた「おはなし会」の様子である。読み聞かせをしているのは大久保図書館の職員である。

これが、先ほどご説明した「習志野かるた」である。公募で選ばれた読み札と、公民館の絵画サークルが描いた絵札で構成されている。

これは、習志野市芸術文化協会が主催する芸術祭の一コマで、協会が開催する伝統文化子ども教室の合同発表会の様子である。

これは、文化ホールが主催するクリスマスコンサートである。

最後に、第九演奏会の様子である。

このように、本市の教育委員会においては、行政や市民、団体を問わずこれまで様々な取り組みをしてきた。文化振興計画については、これまでの取り組みを整理し文化芸術に触れる機会の提供と活動の場の整備のほか、下段の5点を基本的な考え方として、策定に取り組んでまいりたい。

この図は、市の上位計画と文化振興計画の位置づけである。

文化振興計画は今年度から2カ年かけて策定し、計画期間を令和3年度から7年度までとしている。上位計画と比較すると、こちらが1年遅れてしまうが、その分しっかりとした

計画づくりに取り組んでいく。

計画に対する評価は1年ごとに行っていく。

策定までの概略スケジュールを説明する。今年度は関係各課及び関係団体へのヒアリング並びに市民意識調査を行い、課題分析をし、骨子案をまとめたい。令和2年度は、計画案を作成し、庁内の意見聴取、パブリックコメントを行い計画決定する、というスケジュールである。

策定までの間、社会教育委員会議においては、進捗状況を報告するとともに、計画に対するご意見をいただいてまいりたい。ご指導をお願いする。

文化振興計画においては、これまで築き上げてきた社会教育の振興をさらに発展させるようにつなげるとともに、まちづくりの推進や地域や観光の振興に反映できるようなものにしたいと考えている。

中野委員長

何かあるか。

佐々木委員

1点だけよいか。3ページと4ページの習志野かるたについて。

私のイメージでは現在はかるたも大会も無くなって、前進していないイメージであるが、ここにあるということは、少しこれを活用して、計画等に練りこんでいくという考えなのか。

中村主幹

平成15年度に作成して、かるたの読み札や絵札で現存しないものもあり、社会教育課の職員の中でも、そのままでもいいのか、それとも改訂版のようなかるたを作っていたほうがいいのか、というような話も出ている。今回ご意見もいただいたので、検討していきたい。習志野かるた大会は、オール習志野での開催は無くなったが、各公民館単位で暮れからお正月にかけて、規模は小さいが、開催している。

佐々木委員

これはよい。改訂版もよい。まだ売っているのか。活用できるようにお願いしたい。

中村主幹

習志野かるたは社会教育課の窓口で販売中である。また、小学校の「わたしたちの習志野市」という本にも掲載されており、子どもたちも、ときどき社会教育課の窓口に買いに来る。

藤木委員

本校でも子どもたちは非常に熱意を持っている。特別支援学級でも取り上げている。

土井委員

「森の音楽会」は森で開催しているわけではないのか。

障がいを持っている子どもたちは、大声を出したりしてしまうので、一般的には敬遠されてしまう。そういう人たちが自由に声を出してよいコンサートを森の中でやろう、ということで、「小さな森のコンサート」というコンサートを、私の教え子が20年くらい行っているのだが、本当に森の中で毎年行っている。こういったことがイメージにあったので、森ということに関し、何か想いがあるのか気になった。

長島館長

「森の音楽会」は、菊田公民館で行っているのだが、菊田公民館の裏が公園になっており、森に囲まれたような公民館であることから、「森の音楽会」と言っている。

土井委員

天気が良ければ、外でやったらよい。

中野委員長

菊田公民館の裏の小さな公園で、ぜひ「小さな森の音楽会」習志野バージョンができればいい。

澤田委員

習志野第九演奏会を取り上げてもらい、自分は当事者なので感動している。昭和53年から続いており、今年12月22日で第42回になり、1回もその間休んだことがなく、近辺にはそういうものは無いだろう。これも、市の支援のおかげもある。第1回から歌い続けている方が4名いる。船橋も市川も続けられなかった。50回まではとにかくやり続けたい。またこれからこういう中で取り上げてもらって、続けていけたらいいと思う。

竹内委員

国の法律は「文化芸術基本法」となっていて、千葉県の条例も「文化芸術の振興に関する条例」となっているが、習志野市は「文化芸術振興計画」ではなく「文化振興計画」となっている理由は何か。

中村主幹

名称に関してはまだ仮称である。名称、中身ともに委員のご意見を伺いながら作っていきたい。

竹内委員

文化振興の概念をどう捉えるかによるだろうが、習志野市は広く考えていきたいということだろう。ぜひ頑張ってもらいたい。

中野委員長

2つお願いしたいことがある。

1つは、従来、社会教育委員会議や公民館運営審議会でも言っていると思うが、博物館まではないかなくても、資料館のようなものの建設をぜひ前向きに検討していただきたい。

もう1つは、地域の文化資源の保全活用という考え方の中に、各地域にあるお祭り、例えば谷津囃、鷺沼囃、香澄では自治会に大きな山車を作っている。お祭り、伝統芸能に関するようなことも収集していただき、習志野市全体で伝統芸能にこういうことがあるということ盛り込んでいただきたい。

齊藤部長

その件に関しては、今回は文化芸術にとどまらずに色々な分野を取り込んでいきたい。「文化芸術振興基本法」という法律で、国でもそのような主旨になっており、習志野市でもそれに倣い、他部とも連携を図りながら、なるべく広くこの計画の中に取り込んでいきたいと考えている。

資料館に関しては、現在そういうものが無く課題と考えている。今ある施設の中で活用できるものがあれば、検討していきたいと考えている。

合志副委員長

いつも感じていることなのだが、広報で見えていくと芸術のことが分かったり、子どもがいると習志野かるたの情報が入ってきたりするが、その情報が関わっているところだけ情報が入ってくるという状態で、全体があまり見えない。公民館の活動も広報に書かれているが、どんな人が活動できるのかもよく分からない。紹介されているだけで、自分からもう1つ何かアクションを起こさなければ情報が入ってこないというのがいつもの状態だと思う。今回計画を作るということなので、全体像が見えた中で、自分が興味を持ったことについて、どういうところに働きかければ参加できるのかということが、全体をみんなが分かる中で提示してほしい。そうすると、みんな参加しやすくなると思う。

中村主幹

今回社会教育課で計画を作るので、文化芸術情報の効果的な発信ということについてもご相談させていただきながら作成を進めていきたい。

中野委員長

では、たくさん意見が出たので、参考にしてもらいたい。

【報告事項（２）大久保地区公共施設再生事業（生涯学習複合施設）の進捗状況について】

藤原主幹

大久保地区公共施設再生事業の進捗状況については、これまでも社会教育委員会議の中で報告している。前回は平成 30 年度第 4 回社会教育委員会議の中で報告したが、その後、半年の状況について報告する。

「大久保地区公共施設再生事業（生涯学習複合施設）の進捗状況について」という資料をご覧ください。生涯学習複合施設については、令和元年 11 月の開設を目指し、現在工事も進めており、8 月で終了予定であり、その後、生涯学習部で施設運営となる。公民館、図書館を中心に準備を進めている。進捗状況は、生涯学習複合施設を管理していくにあたり、生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例を本年 3 月に開催された平成 31 年習志野市議会第 1 回定例会に提案し、可決されたところである。

その後、②③教育委員会に生涯学習複合施設の設置及び管理に関することについて、事務分掌に追加している。④「生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則」の制定及び関係規則等の一部改正について、本年 4 月開催の教育委員会会議で可決いただいたところである。

生涯学習複合施設については、指定管理者が管理することとなる。令和元年習志野市議会第 2 回定例会で、習志野大久保未来プロジェクト株式会社が指定管理者となるということで可決されたところである。

（３）市民の皆様への説明について。サークルの皆様には 2 月、3 月に、芸術文化協会の皆様には 3 月にご説明し、その後もご意見をいただいている。また、体育協会の皆様には 4 月 9 日に概要をご説明している。その後、市民ホールの説明を 5 月に、定期サークルの予約システムについて 7 月、また、広く一般の利用者向けに 7 月 12 日、13 日にご説明している。この中でも運営に関しご意見をいただいております、今後参考にしていきたいと考えている。

（４）その他として、4 月～8 月の間は、パークゴルフ場と野球場の管理運営は社会教育課にて直営で実施している。また、11 月から来年 3 月までの定期サークルの利用調整を行った。令和 2 年 4 月以降については、11 月、12 月に利用調整を行う予定である。使用申請の受付開始として、6 月 1 日から市民ホール、8 月 1 日から公民館、スポーツ施設となっている。

裏面をご覧ください。2. 今後の予定だが、運営面に関し、種々の予定がある。まず、（１）指定管理の関係では、基本協定、年度協定の締結、また、運営に関する書類の取り交わしを 7 月～8 月に行う予定である。また、（２）市民への説明として、施設周辺のまちづくり会議や連合町会等に行っていく予定である。

（３）施設開館・運営関係について。中央公民館、中央図書館と名称が変わる。引っ越し

等あるため、9月1日～11月1日の2か月間、休館する。市民会館については、9月1日で閉館し、新たに市民ホールとして開館する。生涯学習複合施設については、11月2日に開館となる予定である。愛称、ロゴマークも決定し、活用していく予定。施設の案内、周知、ホームページの作成、開館準備、新たな事業の企画にも取り組んでいるところである。また、新施設への引っ越しを、公民館、図書館が9月から10月にかけて実施予定。オープニング式典は11月2日（土）に予定。主な内容としては、開所式、テープカット。また記念演奏会として、習志野高校吹奏楽部、二中吹奏楽部、六中管弦楽部に演奏してもらう予定。翌3日（日）にもオープニングのイベントとして事業を展開する予定、4日（月）から通常開館となる予定である。

（4）機能停止施設として、屋敷公民館、藤崎図書館、ゆうゆう館、あづまこども会館を、来年3月31日をもって閉館、機能停止していく。機能停止施設の設置管理条例について廃止するというのを、12月の習志野市議会定例会に提案していきたい。閉館に向けた準備、また、閉館後の周辺地域への生涯学習事業の検討を進めていきたい。

本日は別添で市民の皆様への利用説明会で使用した資料を参考として付けている。後程ご参照いただきたい。特に、16ページ以降は、生涯学習複合施設の利用料金を定めたもの、19ページ以降がスポーツ施設の利用料金である。現在の公民館等の1.5倍の料金ということで定めている。23ページ以降は市民ホールの仕様の記載がある。

中野委員長

何かあるか。

中野委員長

意見等無いと認める。

開館も近づいてきたので、しっかり進めていただきたい。

【その他（事務連絡等）】

藤原主幹

本日お配りした8月1日以降に広報に掲載を予定している使用料手数料の改定について。

市の施設やサービス等を利用した場合、受益者負担の原則により運営費などの一部を使用料・手数料として負担していただいているが、令和元年10月1日から消費税率が改定される予定で、それに伴い、10月1日に、使用料・手数料の一部を改定する。

また、本市においては3年に1度、定期的に見直しを行っており、今年度が、その定期的な見直しのタイミングとなっている。そして、令和2年4月1日から、この見直しの結果による使用料・手数料の一部改正を行う予定である。

公民館、テニスコート・体育館等のスポーツ施設、富士吉田青年の家、文化ホールなどが消費税率に伴う一部改正、また、定期的な見直しによる4月1日からの一部改正がある。た

だし、文化ホールとスポーツ施設に関しては、昨年度に定期的な見直しを行っているため、4月以降は料金としては変わらない。

公民館、スポーツ施設等は、10月の消費税率の改定に伴う一部改正では、概ね20円から30円程度の見直しとなる。4月の定期的な見直しとなる一部改正では、80円から広い部屋では130円ほど使用料が変わる。

6月に行われた令和元年習志野市議会第2回定例会で可決されたところであり、各施設において利用者の皆様にご案内をしている。10月以降、4月以降の改正について、利用者の皆様に丁寧にご説明していきたい。

中野委員長

何かあるか。

中野委員長

特に意見等無しと認める。

半年ごとに使用料が上がるので、市民の皆様への丁寧な対応をお願いします。

中野委員長

では次をお願いします。

藤原主幹

今後の社会教育委員会議のスケジュールについて。本年度は3回開催を予定している。第2回は11月、来年度予算編成の時期にもあたり、来年度に向けた事業等についてご意見をいただきたい。第3回は年明けの2月開催を予定。今年度事業の進捗状況をご説明し、来年度に向けた事業について改めてご意見をいただきたい。会議の開催に当たっては、改めて日程調整をさせていただきたいので、よろしくをお願いします。

中野委員長

何か質問等あるか。

中野委員長

これまでの議題の中で何か意見等あるか。

中野委員長

意見等無しと認める。

<協議事項(1)「新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価とその他の公民

館への今後の導入について」は非公開。

ただし、令和元年 8 月 28 日の令和元年習志野市教育委員会第 8 回定例会において公開にて協議され、非公開とする理由が無くなったことから、令和元年 11 月 18 日の令和元年度第 2 回習志野市社会教育委員会議において公開とすることについて諮り、全員異議無く提案どおり決定されたため、会議録を公開とする。>

【協議事項（１）新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価とその他の公民館への今後の導入について】

長島館長

「新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価とその他の公民館への今後の導入について」をご覧いただきたい。

新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価についてご説明する。

本市公民館における指定管理者制度の導入については、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間、新習志野公民館において試行的に実施してきた。

毎年行うモニタリングの結果、事業の拡大・事業内容の充実、また、日々の運営についても良好であることを確認できたことから、引き続き、平成 30 年度より 5 年間で、本格的に指定管理者制度を導入し運営している。

同公民館における制度導入の総括的評価については、効果として、サービスの向上及び経費の削減があげられる。このことについて、具体的に申し上げる。

（１）モニタリング結果について、試行期間であった平成 27 年度から 29 年度の実績について、資料 5 ページ、7 ページ、9 ページにあるように、平成 27 年度、28 年度、29 年度の総合評価でいずれも A 評価となっている。主な評価点は、活動支援では、主催事業からサークル化する事業が 3 年間毎年あり、成人分野の講座では他の公民館では行っていない分野での講座を行っている。

地域に根差した施設への取り組みとしては、地域の大学である千葉工業大学に協力いただき祝日開館を生かした、子どもを対象とした講座を開いた。

他で指定管理する施設との協力体制は、指定管理者である株式会社オーエンスが指定管理をしている東金青年の家、千葉県国際水泳場を利用し講座を行うことができた。

人材育成では、社会教育主事講習受講への支援を行い、平成 29 年度は 2 名の社会教育主事を配置している。

施設の維持管理の改善・向上では、照明器具の LED 化を図ったこと、清掃業務において指定管理者の持つノウハウを使い床の剥離清掃を行ったこと、駐車場の整備を行い、駐車スペースの拡大を図ったこと、幼児室のリニューアルを行ったことなどが挙げられる。

（２）の利用者満足度調査では、利用者本位に基づく更なるサービス・管理運営の最適化を追求するため、毎年、指定管理者が利用者にアンケート調査を行っており、直営時に比べ、

約 95%に人が良くなった、概ね良くなった、と高評価を得ている。

2 ページ (3) 導入効果 1 のサービスの向上としては、公民館主催事業が、直営時に比べ学級数で 19、実施回数で 38 回増えている。これについては、モニタリングでも毎年 6 事業中要求水準を上回る A+という評価が 3 事業で受けている。

主な拡大事業は、家庭教育学級の領域の 2 歳児学級、少年親子の領域の指定管理者のオーエンスが指定管理している東金青年の家・千葉県国際水泳場を利用した講座、青年の領域のユースリーダー養成講座、成人の領域の千葉県歴史探訪講座、地域協働の領域の大学交流事業などである。

開館日の拡大としては、月曜祝日を除く祝日開館を行い、直営の他館より平均 10 日程度多く開館した。ただし、祝日の稼働率は他の曜日よりも高くない。

人材確保においては、社会教育主事有資格者の配置を行っている。

経費の削減としては、直営時の平成 26 年度と比較すると、毎年 800 万程度経費が削減されている。

以上の点により、平成 27 年度から 29 年度までの指定管理者制度の総括的評価としては、概ね高評価と言えるのではないかと考えている。

3 ページをご覧ください。

今後の指定管理について。指定管理者制度導入館の拡大については、令和 2 年度からの拡大導入を考えていたが、平成 28 年度第 2 回公民館運営審議会において、新習志野公民館の試行的な指定管理期間 3 年間の結果を見て慎重に判断すべきだとのご意見をいただいた。また、大久保地区公共施設再生事業により、生涯学習複合施設が誕生するにあたり、平成 30 年度第 1 回公民館運営審議会において「これからの習志野市公民館のあり方と運営について」諮問し、第 4 回公民館運営審議会において答申をいただき、今後の公民館活動の充実を図るため、大久保公民館を中央公民館と位置付けることは妥当であり、公民館全体の調整を図ってもらいたいとのご意見をいただいたところである。

指定管理者制度の導入の評価については、1. 新習志野公民館における指定管理者制度の総括的評価について、でご説明したとおり、総合評価で A 評価であったことを、今年度第 1 回公民館運営審議会で報告した。公民館運営審議会の委員から、施設の維持管理、経費の削減については、分かりやすく、見逃せない評価項目ではあるが、公民館本来の地域独自性に合った事業がどこまで行えるのか、その評価をどのような基準で行うのか、これらを念頭に置いていただきたい。今後指定管理を進めていくと、市職員の公民館運営を経験する場が無くなっていく。資質向上の観点からも色々な館を経験したほうがいいのではないかと、などのご意見があったが、結論として、今後、指定管理にしていくことを前向きに検討し、地域性を生かした運営ができるより良い指定管理となるよう、仕様書の中身について意見を出していきたいというご意見をいただいた。

これらを踏まえ、大久保地区に新たに誕生する習志野市生涯学習複合施設に中央公民館を設置し、各公民館の指揮及び事業推進並びに総合調整を行う等の業務運営体制が整った

こと、また、新習志野公民館の指定管理導入について、概ね良好との評価をいただいたことから、今後の指定管理者制度の導入については、令和3年4月から、実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館において実施していきたいと考えている。

4ページをご覧いただきたい。

指定管理導入までのスケジュールは、流動的ではあるが、5月28日の公民館運営審議会で本日と同様の説明をし、8月の教育委員会会議でも同様の説明をする予定である。9月に開催予定の公民館運営審議会では仕様書についてご意見をいただき、12月の教育委員会会議で3公民館の指定管理者制度導入の決定をいただいた後、1月以降、設置及び管理に関する条例の改正について教育委員会会議等で承認いただき、3月の市議会で提案する予定である。

令和2年度には、募集要項、仕様書等の検討を行った後、候補者の選定を行い、基本協定書の締結を3月までに終え、令和3年度4月から指定管理館として運営を始めたいと考えている。

中野委員長

何か意見あるか。

中野委員長

1つ質問だが、平成30年度第1回公民館運営審議会で諮問した答申は、どこかで閲覧できるか。

長島館長

現在ホームページ等での公開はしていないが、必要であれば公民館でご覧いただける。現在あるので写しをお渡しする。

合志副委員長

今後の指定管理について、資質向上の観点からも色々な館を経験したほうがよいとの意見があったが、最終的な結論でそれに対する回答はどのようになったのか。

長島館長

職員は、色々な公民館を異動して経験するが、今後指定管理になっていくと、市職員は中央公民館のみの勤務となる。しばらくは菊田公民館が直営で残るので、菊田公民館との交流というところを考えている。また、資質向上という点では、県の公民館の集まり等があるので、そちらで研修を重ねているところである。

中野委員長

これまで直営だった公民館が民間に移行していく転換点だと思う。忌憚のないご意見を

願います。

佐々木委員

利用者満足度調査の分母はどれくらいか。

長島館長

平成 27 年度は 252 人。平成 28 年度も 252 人。平成 29 年度は 257 人。

佐々木委員

250 人に近いというのは、月に何人とか決めているのか。

長島館長

そこまでは聞いていないが、2 週間くらいを目途に、また、年代が偏らないように行っている。

佐々木委員

記名式か。性別、年齢くらいはチェックするのか。

長島館長

無記名である。性別、年齢、地域は記載する。

佐々木委員

窓口の職員はオーエンスか。その人が利用者に渡しているのか。

長島館長

指定管理者独自に行っている。

中野委員長

公民館要覧を見ると、例えば家庭教育だが、6 か月、本当に赤ちゃんから講座を行っている。他館には無い講座を行い、評価がある。努力されているオーエンスはすばらしいと思う。他に何かあるか。

竹内委員

指定管理に関する評価は、大体数年単位で行われる。短い期間の活動に対して評価が行われているが、市の施設というのは長い期間存在し地域を支えているものである。例えば、習志野市ではないが、東日本大震災の際に公民館が地域の様々な人を救う、避難場所になった

りしたことがあった。コミュニティの人々と長期的につながっていないと本来公民館として機能しないといった部分については、評価からは完全に抜けていると思う。今のやり方では、経費的にも直営よりも指定管理のほうが安いということは分かっている。評価項目が設定されている中でも、3年間の間に何らかの活動をやっていけば、ほぼいい評価が出てしまうという評価のメカニズムがある。そういったことがベースにあるのも仕方ないと思うが、それとは別に長期的に見た公民館の機能というものを評価するような視点が、今回の検討では考えられなかったのかという部分が気になった。

今後の指定管理について、という部分にはそのあたりの課題が出ていると思うので、十分検討してもらいたい。

長島館長

確かに、公民館運営審議会の委員からも、施設の維持管理、経費の削減については、分かりやすく、見逃せない評価項目ではあるが、公民館本来の地域性に合うことについて、その評価をどのような基準で行うのか等のご意見をいただいた。市としても今各館で行っている事業、例えば音楽会やお祭りなどは必ず継続してもらうよう仕様書に記載するし、現在3館指定管理を考えているが、仕様については各館独自性をもってそれぞれ考えていきたい。

中野委員長

地域づくり、まちづくりの拠点が公民館であった。また、竹内委員の言うように震災時にも例えば乳幼児を持つ方が公民館に相談されたりするということもあった。地域の拠点という点を考えて、進めてもらいたい。

他に何かあるか。

竹内委員

先ほど言ったように、突発的な何かが起きた際に、公民館は住民からすれば拠り所となるはずであるが、仕様書にはそのようなことは書かれていないはずである。市民から見た行政の在り方、市民の希望と、運営側の課題というものがずれていくのが、指定管理になっていく中での大きな課題ではないかと思う。

ショートタームでは、確かに指定管理は効率的である。しかし、地域の基盤として考えたとき、市民の方々にとって、安心安全な場所となるのか、長期的な課題として考えてもらいたい。公民館はかつての震災で拠り所となる機能があったが、今度指定管理になったときにその機能が無くなる、といったときに、市としてどのようにその機能をカバーしていくのか。アイデアがあるのか、問われるところだと思う。

長島館長

災害時に公民館がどのような役割か、という点だが、他市の場合、公民館が避難所になっ

ている場合が多いが、習志野市の公民館は二次避難場所という位置づけであり、そのような二次避難場所となる場合には、今後は中央公民館から指示が出るということになる。

竹内委員

仕様書に、その点について記載があるのか。

長島館長

二次避難所であるという点については、仕様書に記載されている。しかし、実際二次避難所となった場合には、仕様の範囲を超えるため、そのときに依頼するということになる。

藤木委員

独自のアイデアが、屋敷公民館を利用したときにとても感じた。独自性もよいし、民間事業者が入ることによって、新しいアイデアも生まれると思う。それもよいのではないか。

また、防災のことについて、会議が先日あったが、現在習志野市では小・中学校が避難所となっており、避難所としての準備も整っている。

中野委員長

屋敷公民館は閉館するため、中央公民館にしっかりカバーしてもらいたい。

土井委員

指定管理にするのは、1つ1つの公民館か。

長島館長

現在未定だが、公民館運営審議会では、ばらばらに募集したほうが良いのではないかと
いうご意見があった。これから検討する。

中野委員長

他に何かあるか。

質疑無しと認める。

何かあれば、直接社会教育課へお伝えいただきたい。

【閉会】